## 対象地区及び指定期間

(令和5年4月1日現在)

根拠法	対 象 地 区	課税免除等の指定期間
新 過 疎 法	【過疎地域】日南市、串間市、えびの市、高原町、西米良村、都農町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町都城市(旧高崎町、旧高城町、旧山之口町、旧山田町の区域に限る) 延岡市(旧北方町、旧北川町、旧北浦町の区域に限る)小林市(旧須木村、旧野尻町の区域に限る)日向市(旧東郷町の区域に限る) 【特定市町村】	R3. 4. 1~R6. 3.31 ※旧山之口町、旧山 田町はR4.4.1追加
離島振興法	島野浦島(延岡市) ※大島(日南市)、築島(串間市)は指定離島振興 地域であるが、過疎法に係る課税免除と適用地域が 重複していることから、対象業種が重複している「製 造業・旅館業・農林水産物販売業・情報サービス業等・ 畜産業・水産業」は、令和5年4月1日以降に取得した 設備については、過疎法に係る課税免除が適用され、 重複していない「薪炭製造業」は、県が策定する離 島振興計画に産業振興促進事項として記載されてい る場合に限り、離島振興法に係る課税免除が適用さ れるが、現行の離島振興計画には記載されていない ため、離島振興法に係る課税免除は適用されない。	公示日~R7. 3.31
半島振興法	なし ※串間市、日南市(旧南郷町の区域)は半島振興対 策実施地域であるが、過疎法に係る課税免除と対象 地域及び対象業種が重複していることから、令和5年 4月1日以降に取得した設備については、過疎法に係 る課税免除が適用されるため、半島振興法に係る課 税免除は適用されない。	計画期間の初日 ~R7. 3.31
地域再生法	諸塚村、椎葉村を除く県内全域 (~R6.3.31までに認定獲得必要あり)	認定を受けてから 3年内
地域未来投 資促進法	県内全域	基本計画同意日 ~R7. 3.31